

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）一部改正 新旧対照表

（変更部分のみ／赤字・赤線・傍線部分は変更箇所）

改正案			現 行		
独立行政法人国立公文書館利用等規則			独立行政法人国立公文書館利用等規則		
<p>平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 改正 平成 24 年 7 月 9 日規程第 4 号 改正 平成 24 年 10 月 1 日規程第 8 号 改正 平成 24 年 11 月 22 日規程第 11 号 改正 平成 26 年 3 月 28 日規程第 1 号 改正 平成 28 年 3 月 3 日規程第 2 号 改正 平成 28 年 3 月 29 日規程第 5 号 改正 平成 30 年 9 月 14 日規程第 8 号 <u>改正 平成 31 年 月 日規程第 号</u></p>			<p>平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 改正 平成 24 年 7 月 9 日規程第 4 号 改正 平成 24 年 10 月 1 日規程第 8 号 改正 平成 24 年 11 月 22 日規程第 11 号 改正 平成 26 年 3 月 28 日規程第 1 号 改正 平成 28 年 3 月 3 日規程第 2 号 改正 平成 28 年 3 月 29 日規程第 5 号 改正 平成 30 年 9 月 14 日規程第 8 号 <u>（新設）</u></p>		
第 1 章総則～第 6 章雑則 [略]			第 1 章総則～第 6 章雑則 [略]		
<p><u>附 則</u> <u>この規則改正は、平成 31 年 月 日から施行する。</u></p>			<p><u>（新設）</u></p>		
別表（第 20 条関係）			別表（第 20 条関係）		
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画 （法第 16 条第 3 項の規定に基	イ 複写機により用紙に 複写したものの交付 （法第 16 条第 3 項の規	用紙 1 枚につき 40 円(B4 判及び A3 判 についても同じ。)	一 文書又は図画 （法第 16 条第 3 項の規定に基	イ 複写機により用紙に 複写したものの交付 （法第 16 条第 3 項の規	用紙 1 枚につき 40 円(B4 判及び A3 判 についても同じ。)

改正案			現 行		
づく利用のために作成された複製物を含む。)	定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	<u>カラー複写については60円(B4判及びA3判についても同じ。)</u>	づく利用のために作成された複製物を含む。)	定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	(新設)
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき110円(B4判については130円、A3判については170円)		ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき110円(B4判については130円、A3判については170円)
		カラー出力については130円(B4判については150円、A3判については190円)			カラー出力については130円(B4判については150円、A3判については190円)
	ハ-1 [略]	[略]		ハ-1 [略]	[略]
	ハ-2 [略]	[略]		ハ-2 [略]	[略]
二 [略]	イ [略]	[略]	二 [略]	イ [略]	[略]
	ロ-1 [略]	[略]		ロ-1 [略]	[略]
	ロ-2 [略]	[略]		ロ-2 [略]	[略]